

## 【建設部関係】

議案第43号 財産の取得について（（仮称）日向公園用地）

（補足説明）

議案第43号の日向公園については、議案質疑の中で飯田議員から御質問がありました。議場の中で、私の説明において、用地の単価や補償費の算定については不動産鑑定評価及び用地調査により算出しておりますが、個別の金額については個人の権利、利益を害するおそれがあるため回答は控えさせていただきますと答弁させていただきました。これについては、改めまして、お答えについては同じようなお答えになります。少し補足説明となりますが、この契約をもってこれから地権者に対して用地交渉を行っていくまだ事前の段階での単価となりますので、このようなお答えにさせていただきます。

以上です。

補足説明については以上となります。

（質 疑）

Q. 先ほど建設部長からそういうようなお答えがございました。だけれども、せめて面積と取得金額は決まっているというか、公示されているわけですから、最低限ここにあるように山林とか田んぼとか雑種地、そのぐらいの基準の単価は分かるじゃないですか。公表できないんですか、それでも。

A. 買収の単価に関しては、これから交渉に行くということで、ここで公表してしまうとその単価から個人の収入額が想定できてしまうこと、それからこれからの交渉について支障が生じるということで、公表については控えさせていただきたいと思います。

以上です。

Q. そのようなお答えなんだけれども、ざっくばらんとして、大まかでもいいから、そういうのはできないか。

A. 大変申し訳ないんですけども、控えさせていただきたいと思います。ただ、買収が済んでから情報開示請求をしていただければ、こちらのほうはお出しできることにはなると思います。

Q. 議案第43号 財産の取得について。議案書109ページに当たりますが、私のほうからは財産の取得についての、三田議員が定例会のほうで質問をしておりますが、改めて

内容についての説明をお願いいたします。

まず、69筆、5万166平米の土地の取得ですが、地権者数は何人か確認ができますか。あわせて、当初計画していた防災公園の敷地面積は全てを取得できたのか。この点について、お答えをお願いします。

A. 地権者数については35名です。そして、総面積が5万166平米。土地の取得については、これからの交渉ということになりますので、まだ取得はしていない状況ということ です。

Q. 参考資料等で見ますと、平面図では地目はほぼ田んぼというんでしょうか、平坦というふうに推測ができるわけですが、参考資料の中には山林も見られますけれども、どの辺りを称して山林という取扱いになっていますか。

A. 山林の部分につきましては、実際に公園になる部分と川との間、一番川寄りの土地ということになります。

Q. ついては、相対論で、この土地取得において、まだこれから金額提示等々も行われるようですが、前段の中で土地主権者との間でのトラブル等はなかったですか。

A. 今のところ大きなトラブルというのはございません。ただ、相続等が済んでいなかったりで、ちょっとどなたと交渉していいかという部分で今調査中の部分はあります。

Q. もう一点。

静岡県土地開発公社に先行取得をするわけですが、それから市が交渉の上、払下げを受けるということになっているようですが、この静岡県土地開発公社と契約をすることについて、市としてのメリット、当然メリットがあるということはデメリットもあるわけですから、市民代表としてお聞きをするわけですが、この最大メリットは何でしょうか。

A. 公社による用地の先行取得につきましては、用地取得に係ります支出を翌年度以降で分割しますんで、今年度で一気に払うのではなくて、この先何年かで払うということになりますので、予算的に平準化ができるというところ。それから、用地取得の業務におきまして、仮に単年度の予算規模を超えた用地取得が出た場合、地権者等から急な買取りの要請があったときとか、そういったものに関しても予算の範囲内ではなく、公社のほうでお金を出すことになりますので、そういった場合にも対応ができるということ。それから、事業、当然プロがやることになりますので、うちの職員がやるよりも事業的にはスムーズに進んでいくということになると思います。

Q. 地権者との折衝が土地公社の方のほうプロで、なかなか人材的に市の中では折衝

状況を進展させるスタッフというんでしょうか、メンバーというんですかね、が足りないということで理解をしてよろしいですか。

A. そのとおりです。ただ、開発公社と一緒にうちのスタッフも同行しますんで、その辺り、全く知らない人がいきなり行くよりも、うちの職員ということで、そこの顔つなぎの部分是可以すると思しますので、よりスムーズに進むような形になると思ひます。以上です。

Q. ありがとうございます。

以上です。

Q. 何点か確認をさせてください。

まず、市長が行政報告で4.9ヘクタールに都市公園を整備するという発言をしているんですけども、ちょっと平米的に違うんですけども、ここは、大した質問じゃないんですけども、なぜ4.9ヘクタールと言ったのかなというのが、もし分ければ教えてください。

A. 市長、次の参考資料に公園の範囲が赤枠、黄色で塗られているかと思ひます。111ページになります。

こちらが昨年度日向公園の都市計画決定ということで都市計画に定めた範囲になります。これが4.9ヘクタールです。先ほども御説明しましたが、この公園の区域と河川の中の山林や畑、そういうものを含めまして用地買収を行いますので、買収面積が5万166平米となっております。

以上です。

Q. 分かりました。ありがとうございます。

あと、通常一般会計なんかの予算では、歳入、要するに歳出があつて、起債で幾ら借りるとかという内訳があるんですけども、今回については財産の取得ということでその辺の詳細が分からないんですけども、要するに、防災公園を整備するに当たつて、土地を買うのに県の補助とかそういうものがあるのか。あるいは、もう真水の伊豆市の予算で起債をしてやるのか。ちょっとそこの確認をお願いします。

A. 当初予算の中での議案にあつたと思ひんですが、この用地買収に係る費用については、国の社会資本整備総合交付金、それを活用しております。それから、あと危機管理課のほうの予算で、防災施設を造りますので、そちらの用地として緊急防災事業債、緊防債、そちらの活用をしております。交付金の市の負担についても一般公共事業債

という債務負担は一部入っていると思います。

Q. 分かりました。ちょっと当初予算を見なかったものですから、何かあったような気がしたんですけれども、承知いたしました。

それと、あと最後に、先ほど来から出ている単価についてのことなんですけれども、多分議員が心配している、三田忠男議員が心配しているのは、先行して学校用地についてはもう既に取得をしていて、同じ田んぼの中で学校買うときの金額と防災公園にする金額があまりにも違っていると、そこで市民の間でトラブルが起こるんじゃないかというようなことの話かなと思うんですけれども、その辺のトラブル関係についてはうまくやってもらいたいんですけれども、その辺も十分意識して用地交渉するのかという確認を最後にしたいと思います。

A. 基本的には学校側と差異がないように調節はして交渉に当たりたいと思っております。

Q. たしか先ほどから価格の件、田んぼ、それから山林、それから畑の件で何度か質問されていますけれども、この5万余の平米の中で5億というお金を予算組んで、聞きたいのは、この5億の算定についてのことをよく聞きたいんです。すると、星谷委員も言っていたように、田んぼが大体およそ大体幾らなのか、畑が幾らなのか、幅をもって答えても、ある程度の金額を、根拠を教えてもらってもいいんじゃないのか。何も知らせないで私たちにここで賛成をしろということじゃ無理があるような気がするんですけれども、僕は。そこら辺はどうなんですか。

A. ここで単価のほうを公表することによりまして、やはり土地の面積とかそういったものは登記事項証明とか取れば分かりますんで、ここで単価を公表することによりまして個人に一体幾ら入るのかというところが判明してしまいますんで、それも概算でも、その部分についてはやはりそこが判明することになりますんで、個人の権利益を害することということになりますので、そちらのほうは控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

Q. ちょっとしつこいようなんですけれども、その5億700万という基礎がありますよね、ここに。これを根拠も何もないのに広さだけ求めて、じゃ議員のこの委員会で賛成求めるという考え方、そこら辺は。僕たちは根拠が分からないのに、はいそうですか、分かりましたと言えるのかなというのは僕ら思うんですけれども、そこら辺はどうなん

ですか。

A. 根拠と言いますと、基本的には不動産の鑑定価格ということになります。その不動産の鑑定価格によってこちらの金額を算出しております。

以上です。

Q. もういいです。聞いてもしょうがない。

(委員外議員) 鈴木(正) 委員外議員、青木委員外議員

(委員間討議) なし

(討論) なし

(採決) 挙手全員。原案可決。

|                    |
|--------------------|
| 議案第50号 市道路線の廃止について |
|--------------------|

(補足説明) なし

(質疑)

Q. 議案第50号 市道路線の廃止について、質問をいたします。

この佐野川久保1号線については、現在新ゴミ処理場が建設中ですね。そのように理解をしておりますが、工事前からあの道路はなかったと思うんですけども、今さらなぜ廃止届を出すんですか。

A. この路線につきましては、現状あぜ道みたいな形であったかもしれないんですけども、認定という形がかかっていましたので、認定の廃止という形で今回出させていただきます。

認定道路。道路認定という形になります。佐野川久保1号線ということで市道の認定がかかっていますので、その認定ということを廃止するという形で今回議会に、それは法律で決まっておりますので、上程させていただきました。

Q. ありがとうございます。結構です。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討論) なし

(採決) 挙手全員。原案可決。

## 【産業部関係】

議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）

【所管科目】

（補足説明）なし

（質 疑）

Q. 62ページの森林譲与税について、杉山武司議員が質問されていますけれども、確認の意味でもう一度お聞かせいただきたいと思います。

森林譲与税については、温室効果ガス排出削減の目標達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして森林譲与税が創設されたということ、目的を確認させていただいて質問させていただきたいと思います。

何点かあります。

森林譲与税が増額になった理由を教えてください。これが1点目です。

それから、森林譲与税については、全国で自治体への配分などいろんな課題や調整をしなければならぬところがあると思うんですけれども、8割以上が森林に覆われている伊豆市では本当に貴重な財源といいますか、税であると思います。森林環境譲与税、多くなったり、いろんなことが今、この関係でこんなことやったらどうというのがいろいろあると思うんですけれども、最初に確認させていただいた目的制度に変化とか変更とかはありましたか。これ、2点目です。

3点目ですけれども、87ページの支出のほうです。そちらのほうで調査委託料が700万計上されておりますが、この委託先と、あとどのような調査なのかを、また再確認をさせていただきます。

最後です。森林教育業務委託料で100万円計上されております。前回のお答えの中で、内容については、森林環境の現状と課題などについて学習するというところで、間伐体験とかネイチャーゲームとか教育体験をするというような御回答をいただいております。例えば、防災の関係で、九州の球磨川で起きた水害とか全国で起きている水害の統計といいますか、そういうのを見ると、大体大きな、ほぼ皆伐をされた山の下で起きている。あるいは、大きな作業道を重機を入れるためにつくった。そういった山の下でそういう災害が起きている。私たち、公民館で本当にずっと山を管理してきた私たちの大先輩、地区の皆さんが一番心配されているのは、山に大きな道を重機でつ

くるということが本当に一番心配なんだと。自分たちはもう死んでいくからいいんだけど、狩野川台風だとかそういうことを経験した自分たちは、あの大きな道をつくるあの施業に対して非常に違和感を感じていると、そういったことを切々と、これから継いでいく私たちに伝えてくれています。全国で起きている水害と、大先輩たちが指導しているそういう今の施業のやり方、そういったことをこの教育の中に入れられるのかどうか。

それから、今そういったことを反省して、全国で自伐型林業というのが訴えられて、いろんな水害の反省から、山をいじり過ぎた反省から自伐型林業というのが全国でどんどん広まっています。これは、小さな機械で小さな道で個人の山を管理していく。そして、それが、それだけでは生業はできないけれども、兼業として、一つある職業を持ちながら兼業として小さな森林活用をして少しの生業としていくという、そういうやり方だと思うんですが、本来そういう在り方のほうが水害とか災害というのはないと思うんです。

そういったところをしっかりと、私たちの先輩が今私たちに指導してくれているように、全国の水害の起きているところを確認していただいて、どういう施業をしてしまうとこういう水害が起きるのかという、そういったところをぜひこの教育の中に入れていただけないかなというふうに思っています。

本当にワサビ沢をやっている人たちからの訴えが、大きな道を入れて、それ関係ないよと言われちゃうかもしれないんですけども、ワサビ沢に土が飛び込んでくる、土砂が飛び込んでくるということを何回も聞いています。

ぜひ、その辺の教育をしっかりと入れるようなこの委託料であってほしいなというふうに思いますけれども、以上5点、お願いいたします。

A. まず1つ目です。歳入の部分につきましては、昨年度の当初予算で前年の実績並みというような形で予算計上しておりました。当初のこの時期に今年度の見込みが約4,800万円というような形で今回歳入の増を計上させていただきました。

2番目につきましては、伊豆市の森林施業というような中で、どうしても今まで、戦後、狩野川台風以降、当時植林されていた木とか、そういう部分がだんだん適齢伐期に近づいてきていると。それについて、今回のこの森林環境譲与税、そちらのほうを活用しまして、伊豆市として今後、なかなか手入れが行き届いていない私有林、民有林のほうを森林経営管理制度という制度を用いまして、山林の所有者の方から経営管理というような部分を委託受けまして、市のほうが施業していくというような形で

計画しております。その中で、大体の、毎年譲与税いただいているんですけども、今後施業がかなり長く続くというような中で、なかなか、基金というような形で、今使っていない部分については将来的な制度を活用するための基金という形で積み立てております。そこら辺につきましては、森林施業の考え方という部分についての変化というものは特にありません。

続きまして、87ページの今回の森林調査の部分の委託先というような形ですけども、昨年度もモデル地区というような中で、中伊豆地区の八幡から冷川の中で各所有者の方に意向調査というような部分を行いました。今年度なんですけれども、そちらについての現地調査というような部分に入るものですから、そちらのほうで今回計上させていただいております。委託先につきましては、昨年度同様、県内の森林施業について、そういう先見、知見がある静岡県の森林組合連合会というところに随意契約を考えております。

森林教育の関係になりますけれども、そちらにつきましては、答弁のほうでも伝えたとおりになるんですけども、そういうような形で事業を実施している、そういう今までの実績のある団体というような形で考えております。その中で、浅田委員おっしゃられた防災関係の教育というような部分で、こちらのほうからそちらの団体とかそちらのほうにそういうような部分も中に入れられるのかというような部分については、今後協議していきたいと思っております。

あと、地域の方々が心配されていたというような、大きい作業道というような部分なんですけれども、そちらにつきましては、どうしても今の林業事業体、なるべく効率のいいような林業施業というような形で、高性能の機械等を活用しながらの事業というのがメインになっております。その中で、なるべく作業道の数を、実施する中でなるべく少なくしながら、効率的に材なり何なりを出せるような計画等をつくるものですから、その中で、委託の中の協議というような部分になると思うんですけども、そういうようなところについては今後も業者のほうと協議をしていきたいと思っております。

自伐型林業につきましては、伊豆市でもそういう活動をされている団体というようなところは伺っております。かつての古い時代、山の材を地域の人、山林の所有者の方が使いながら山を守っていくというような形で、個人でやるような形で、自分が材を出せるような程度の道ですとか施業の範囲ですとか活動の量ですとか、そういうような部分についてはあるんですけども、なかなか今の林業事業体のほうでどうして

も、なるべく大規模というような形の部分はあるんですけども、その中でもそういうような形の大きい施業というのができないところについては、今後そういうような形の、自伐型林業ということが導入できるのかどうかということについては、またいろいろ検討という形でできるというような形になっておりますけれども、どうしても、今伊豆市の中では林業事業体のほうがあるものですから、なかなかそういうところで、個人個人が、土地の所有者も山を施業するというのがなかなか難しい今の世の中の中では、どうしても今の伊豆市の中では林業事業体のほうの育成というような部分について今のところは検討しております。

以上になります。

Q. すみません、自伐型林業のところをちょっともう一度。

全国で、特に水害で非常に苦勞しているところは、この自伐型林業に切り替えております。ぜひ、この辺りを研究していただいて、それで生業が、産業になるような仕組みができていますので、その辺ちょっと研究していただいて、将来、この伊豆市の広い森林がそういった形で小さくいろんな人が関わっていくというような仕組みをつくれなかなと思っておりますので、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

以上です。

A. 委員おっしゃった部分、防災とかそういう部分については、やっぱり森林の持つ機能としていろんな機能があります。その中でも、水源とか。あと、防災の機能というような部分については、今生活している中で考えなくてはいけない部分、今後も考えていかななくてはならない部分だと思えます。自伐型というような形で、そういうものを、うちのほうもいろいろ勉強させていただくような形になるんですけども、導入ができるのかどうか。あと、今の施業とか伊豆市の林業体制の中で、そういうものが広がっていけるような形というのがあるのかどうかということについては、今後も勉強させていただきたいと思えます。

Q. 終わります。

Q. 議案質疑のときに答弁されているんですけども、市が公的に管理する森林経営管理制度というものに基づいて、今回は中伊豆地区の160名について意向調査を行って、その調査結果を踏まえて予算を使っていくんでしょうけれども、具体的にどういうふうに、その先ですよ。調査をした後に木を間伐しましょうということになったときに、私有林ですので個人の材を市がどこかに委託して切って、その手数料を地主さん

からもらうのか。ちょっとその辺が仕組みがよく分からないもので、教えていただければと思います。

A. 昨年度、意向調査を行いました。その中で、今年度なんですけれども、その意向調査を基にまた改めて実際に今後市に山林について経営を任せただけかというような部分について今後調査をしていきます。それについては、実際に現地に入って、どのような施業ができるのかと、そういうような部分について調査していった中で、昨年度の希望の中で森林経営に適する森林と、あとどうしても採算の関係で経営に適さない森林というのがあると思います。そこら辺も踏まえて、各所有者の方にその結果について提示することによって実際の森林経営という部分についてお任せいただけるかという部分になると思います。

どうしても森林の中では利用的な材を出せるような森林とそうでない森林、先ほど経営に適さないという部分があるんですけれども、そういうような森林の施業方法についても土地の所有者のほうにいろいろな説明をしながら、実際の森林、経営管理のほうを任せただけのような形の話合いとか、そういう部分はしていく形になっています。

その収入等につきましては、今の森林施業について、実際に材を出してどの程度の利益があるかという部分になると思うんですけれども、基本的には市のほうに材の、森林経営任せいただいた部分については費用はかからないんですけれども、その材の収入とか、そういう部分については市のほうに入るような形で今のところの制度は考えております。

以上です。

Q. あともう一つ。木を切りっぱなしでは駄目で、あと植林をしなきゃならないじゃないですか。そこが非常に費用もかかるというふうに伺っているんですけれども、最後、新しく植えて、要するに循環させるというところまでを考えた計画になっているのか伺います。

A. 今のところなんですけれども、間伐を中心にした経営の検討という形になっています。皆伐という形の再造林という形では、また新たな支出という部分。あと、どうしても有害対策とかそういう部分も、今まで市有林の中でもやってきた部分なんですけれども、そういうところがあります。今手入れがされていない森林については、まだほとんど間伐等もなされていない部分とか、そういう部分もあると思います。その中で、森林見ながら、その森林に適した経営方法と、そういうような部分

については検討していきたいと思っております。

Q. 何か分かったような分からないような。そうすると、余分なものを、木を切って森に光を当てるとかというような形で間伐を、優勢間伐みたいな形にして、売れるものはその中で運び出して売って、そこは新たな植林をしなくてもいいという考えで、全部切ってしまうと植林しなきゃならないんですけれども、ある意味、間を開けることによって光を入れたりする関係があるんで再造林まではしないということでもいいですか。ちょっと確認ですけれども。

A. 先ほど、今小長谷委員おっしゃった部分なんですけれども、今の森林施業、手入れ行き届いていない部分について、間伐することによってその木の育成とか、あと下草の部分の抑制とか、そういう部分は出てくる、そういうところを今のところは考えております。どうしても、その中で、今後森林経営と管理制度の中で皆伐しながら再造林というような部分というのが、長い期間の中では、間伐間伐していくと木がなくなってしまうという部分あると思うんですけれども、その中でもいろいろな木を育てると、そういうような部分の間伐というようなこともできるでしょうし、どうしてもそれに適さない部分については間伐しながら広葉樹の育成とか、そういう部分で進行、広葉樹の山づくりというような部分は検討できると思います。

(委員外議員) なし

(討議、討論、採決) 後ほど総務部、危機管理課、総合政策部と併せて行う。

|                               |
|-------------------------------|
| 議案第45号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正について |
|-------------------------------|

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 今回、条例の一部改正ということなんですけれども、最近は、伊豆地域というか、静岡県東部のほうはキャンプとかそういうものがはやっていて、駐車場によってはキャンピングカーで結構、大半を埋め尽くされてしまうようなところも出ているようです。修善寺の温泉街なので多分その辺は問題ないと思うんですけれども、例えばキャンピングカーも大型のものとかだったら大型車になると思うんですけれども、牽引されるような車とかもあると思うんです。そういう場合というのは対応ができているのか、条例の中にそういうものも組み込まれているのか知りたいということが一つ。

それと、今まで多分議会のほうでどのような形になる、御幸橋の駐車場、例えばこういうふうにライン引きますよ、何台車が止められてというのが示されたかどうか、ちょっと記憶にないんですけども、その辺ちょっと教えていただければと思います。

A. まず、一つ目の牽引車につきましてですけども、今、滝下橋駐車場と、あと御幸橋に導入予定の入場ゲートがあるんですけども、その性能上、今料金のほうを大型車と普通車という形で分けるようになっていまして、大型車が高さ2.3メートルを超える車を大型車とさせていただいて、それ以外を普通車という形になります。キャンピングカーがちょっと高さがどのくらいかというのがあんですけども、2.3メートルを超えた場合には大型車という形になりまして、それ以下ですと普通車。1回、大型車で1000円、これは24時間になります。普通車が500円、こちらも24時間。です。1回入って24時間は1,000円で、もしちょっと夜通し、泊まるという形があるかもしれないんですけども、そこでちょっと御飯とかつくられたときは非常に困りますので、そこはちょっと状況を見まして、お断りすることもあるのかもしれないんですけども、ちょっとまずは、ちょっと料金としてはそういう、大型、普通車で分けさせていただいて、牽引だからという料金はちょっと設定はないところなんですけれども、今後の状況を見まして、そういう泊まるとか、そういうのはちょっとお断りする可能性もあるのかなと、そこら辺はちょっと地元の方と協議をさせていただきたいと思います。

それと、あと図面なんですけれども、まず具体的にはお示しはしていないとは思いますが、もし必要でしたら用意をさせていただいて、お配りをさせていただきます。

以上です。

Q. 以前、コロナ禍に入ってからキャンプとか結構はやって、キャンピングカーもレンタルとかもはやったらしいんですね。そうすると、例えば、テレビで見たものですけども、例えば伊東の海岸線にある道の駅とかだと、やはり野営をする、御飯炊いたりとか、駐車場でキャンプをしてしまう。それで、ほかの利用者の方に迷惑がかかったり、火の後始末の心配があったりとかするということで注意をするんですけども、素直に聞いてくれる方はいいんですけども、そうでない方もいるとなると、やはりそこで、あそこは周りが住宅もあったり旅館さんもあったりするので、そこで大騒ぎしたり何かしたときにトラブルになったりとかするところもあるんです。そうすると、やっぱり条例とかそういうところでもう決まりというものをつくってしまったほうがいいのかと思うんですけども、いかがでしょうか。

A. 以前、御幸橋駐車場が運営されていたときには、キャンプをされたとか苦情があったというのはちょっと伺っていないんですけども、今後そういう意見が、実際動き出してそういう、ちょっとうるさくてというところがありましたら、ちょっと状況を見させていただいて、そういうところはお断り、禁止するということも検討していきたいと思います。

以上です。

Q. ちょっと細かいんですけども、まず質問させていただいたんですけども、今度の御幸橋の駐車場、細かいんですけども、大型車と普通車と併用なのか、または大型車だけなのか普通車だけなのか、その辺はどうなんでしょうか。まだ決まっていませんね、正式に聞いていないから。

A. 御幸橋駐車場ですけども、大型バス、大型自動車用に6台、あと普通車用に21台という形で併用になる予定です。

以上です。

Q. なぜ僕がそのような質問をしたかということ、狩野川記念公園、大きなイベントとか日曜になるとあの駐車場いっぱいになっちゃってあふれるんです。そうすると、大型車両が6台ぐらいあるんだよね。ところが、大型車両のところに普通車が、一般車両が入っちゃうんです。そうすると、大型車が入ってきても、あそこ狭いからUターンできなくて往生するんです。それ見ているものですから、ちょっとその辺も御幸橋のところは危惧されるわけです。当然、大型観光バスにおいては車掌さんがいるから誘導するでしょうけれども、そういうこと危惧するさ。

A. 今申し上げましたとおり、御幸橋のほうは大型バスが6台なんですけれども、上のほうに滝下橋駐車場がございまして、そちらは大型車両が15台ありますので、そちらと一体運営をさせていただいて、なるべくそういう不便にならないように運営をしていきたいと思います。

以上です。

Q. すみません、今さらこんな質問していいのかなのかということなんですけれども、条例の関係で、滝下橋駐車場ができたのがたしか2013年ぐらいだったと思うんですけども、そのときの条例の中には、改正前ですよ、修善寺温泉駐車場の名称で住所が書いてあるんですけども、じゃ御幸橋駐車場って今まであったんですけど

も、そこはこの条例に入っていなかったか。駐車場があったんですけれども、いなかったですね、これを見ると。そうすると、今までのはどういう扱いになっていたのかなというのをちょっと確認させてください。

A. 今までの御幸橋駐車場は、普通財産といたしまして観光協会さんのほうに貸し出して、それで駐車場として運営をしていただいていたので条例には規定がなかったという状態になっております。

以上です。

Q. 分かりました。ありがとうございます。

Q. ちょっとずれたら止めてください。2つの、御幸橋と滝下橋のところに駐車場ができました。将来、この条例ができたということで、あの修善寺温泉の中を、本当に住んでいる方とか許可車両しか入っていけないとか、両方の駐車場があるから、とにかく歩く人しか入っていけないとかということにらんで今回のこの条例制定というか、そういうブランド力ある観光地にするために、車のない修善寺温泉にするということでこの御幸橋ができたという理解でよろしいでしょうか。

A. 修善寺温泉は非常に道が狭いところで、今一方通行になっているところもあって、車の規制はされているんですけれども、今回の駐車場につきましては、そこまではちょっと、修善寺温泉のブランドというのはまたちょっと別なところで今考えているところで、すみません、今回はちょっと駐車場で、ブランドデザインとかまでは想定していない条例となっております。

以上です。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討論) なし

(採決) 挙手全員。原案可決。

A. すみません、先ほど議案第42号で浅田委員から質問がありました今年度の調査の委託先というような部分についての発言について、訂正させていただきたいと思います。

昨年度の委託につきましては、アンケート等の委託、事前の委託については静岡県森林組合連合会のほうが受託しております。今年度につきましては、先ほど随意契

約というような話はしたんですけれども、あくまでも入札というような形になります。随意契約ではありません。その中で、実績のある団体とか、そういうような部分を候補というような形では挙げております。

以上です。

|                              |
|------------------------------|
| 議案第46号 伊豆市しろばんばの里公園条例の制定について |
|------------------------------|

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 125ページの別表の件で確認をさせてください。

使用料について、市民が使用する場合とそうでない場合というのは区別が、ちょっと分からなかったものですから、そういう区別はないということによろしいでしょうか。

A. 料金につきましては区別はないんですけれども、11条の中で使用料の減免という規定がございまして、そちらで公とか皆さんの福祉に資するとか、そういうところで判断はさせていただきたいと思います。

以上です。

Q. もう一点。

すごく細かいことなんですけれども、地元で地域づくり協議会ですとかそういったことが積極的にこの公園を活用してイベントを展開していこうということでいろんな企画をしていく中で、火器の使用は禁止というようなことが書かれているんですけれども、地元のお祭りもなくなったものですから、ちょっと子供たちに手持ち花火でもやらせようかなという案が出たんですけれども、駄目ですね。すみません。

A. すみません。今のところはちょっと火器、花火等は禁止となっているんですけれども、ちょっとそこはまた検討させてください。

Q. すみません、お願いします。

A. すみません、今禁止と言ったんですけれども、5条の中で行為の宣言ということで、あらかじめ市長の許可を受けなければならないということで、許可を受けられる範囲であれば、ものによってということになるかと思います。

Q. やっとしろばんばの里ということで、平地になって、地域の人たちにすごく喜ばれ

と思うんですよね。ところが、残念ながら国道から離れていて、観光面から見るとなかなかちょっと問題があるなと思うんだけど、その辺は地域の皆さんがうまく有効活用していただければいいかなという気はします。細かいところで確認しますが、125ページの別表、これ10平方メートルで価格が500円とか550円とか、また第2の物品販売のところは10平米で1日3,300円というようになっているんですけど、例えばこの規約の条例の中読んでみると、建物の構造をつくったときに物品販売が例えば建物を、どこまでを基準にしているかというのがちょっと載っていないんですけど、その辺はいかがですか。

A. 建物を建てるというのは、ちょっと今のところは想定はしていないところなんですけれども、具体的な話が出ましたらちょっとまた相談していただこうかと思っているんですけども。いずれにしても市長の許可が必要になってくることになっております。

以上です。

Q. ということは、市長が答弁の中でちょっとしたカフェでも併用して地域の皆さんのちょっとした憩いの場とか休憩の場なんかどうですかなんていうことを言ったことがあるんですね、議場で。そういうことを考えているときに、ちょっと照らし合わせてもいいと思うんですよね。希望者がいればですよ。そのときに、やっぱり価格の設定とか何かも記載すべきだと思うんですけども、その辺いかがでしょうかね。

A. カフェとか、今、上の家のほうでも地域の方がカフェみたいなのを、活用を検討していただいているというところもありまして、そこで地元の方が公園の中でこういうことを使いたいよということがございましたら、またいろいろお話をさせていただいて、検討させていただければと思っております。

以上です。

Q. ありがとうございます。

表の2番のところで物品の販売が1日3,300円ですよ。すごい高いと思うんですけども、何をもって3,300円という基準をつくったんですか。

A. こちらの使用料の設定のほうなんですけれども、中伊豆にございます六仙の里というのがございまして、そこ、同じような芝生広場とかありますので、そこを参考にさせていただいて、六仙の里広場と同額という形で規定をさせていただいております。

以上です。

Q. ありがとうございます。

六仙の里とここのしろばんばの里とは違うんだよね。だから、ここで六仙の里と同じ体系というのはちょっと無理があるね。半額にするとか何とか、地域の人とか何か喜ぶと思います。

A. また、そこらの料金についても地元の皆様とお話をさせていただければと思います。

Q. ありがとうございます。

Q. しろばんばの里ということで、ネーミングも非常に素敵なネーミングになったんですけれども、まず公募をしたんですよね、たしか4月13日から5月13日で。その受付が本庁と別館と天城支所で公募を受け付けしたということなんですけれども、どのぐらいの件数があってこの名前を決めたのかというのを、地域の関心も含めた中で、どこの地区の方が多かったのかということと、1点聞きたいのと、ほかにも伊豆市内には公園条例ってたくさんあるんですけれども、このしろばんばの里ならではの何か条例、特化した条例の決め事があるのか、あるいは大体ほかの地区と同じような条例なのかということと、あと工事期間が6月30日になっていて、もうほぼ完成しているんですけれども、お披露目みたいなものは今後検討しているのか。その3点、お願いします。

A. 4月から公募のほうをさせていただいて、約1か月間公募させていただいたんですけれども、応募のほうは86通ございました。こちら、市内、県内、県外の方からも、ちょっとすみません、県外が幾つかというのは今ちょっと持っていないので正確な数字はちょっと言えないんですけれども、県内、県外の方から86通の応募をいただきました。そちら、各支所や市役所に置いた投票箱であったり、メールでも受け付けておりましたので、そのような形で受付をさせていただきました。名前の選定につきまして、86通の中から産業部内のほうで10個の候補に絞らせていただいて、その案を湯ヶ島ランドデザイン推進会議の委員さんの皆様と、あと地域づくり協議会の役員さんのほうでどの、この10個の中からどれがいいでしょうという形で選定をしていただいたのが、しろばんばの里公園という形です。そこで地元の方で選定させていただいて、それを井上靖文学館の学芸員さんと、あと靖先生の御長男の方にもちょっと確認していただいて、これでよろしいですかというところで御意見をいただいて、しろばんばの里公園という形で名前をつけさせていただきました。

あと、条例のつくりなんですけれども、こちらしろばんの里の特別な規定というのは正直なところはございませんので、ほかの、六仙の里の条例を手本に規定をさせて

いただいているところです。

お披露目は、一応6月末なんですけれども、芝生の根がしっかり張らないと、ちょっとそこで人が入ってしまうとということなんですけれども、一応8月ぐらいに供用開始を予定しているんですけれども、そちらまた地元の皆様とお披露目のこと、除幕式なのかちょっとあれなんですけれども、いろいろ話をさせていただいて、時期も含めて決めていきたいと考えております。

以上です。

Q. 分かりました。

Q. 少し教えていただきたいのが、しろばんばの里公園がどんな景観で、例えば駐車場もどういうふうに見えるのか、ちょっと僕もイメージ湧かないんですけれども、多分ないと思うんですけれども、最近だと都心のほうだったりちょっと町なかのほうに行くと公園というところでお子さんが遊ぶのに、例えばボール遊びとかが危険だからできないよというのがあるらしいんですけれども、こちらはそういうのはないですよというところをちょっと確認しておきたいです。

A. まず、駐車場につきましては、ちょっと数少ないんですけれども、3台を予定しております。それ以上車が来たら、天城会館とか天城支所のほうの駐車場をお使いいただければと思っております。景観のほうなんですけれども、元の地形を基本といたしまして、芝生張ったり、あと遊歩道を一周ぐるっと回るような形になって、あと遊具という遊具はあまりないんですけれども、健康の足つぼのマッサージができるような健康器具と、あとあずまやの設置をしております。ボール遊びについて、それほど交通量はなくて、広い広場ですので、今のところは危険性はないのかなと思うんですけれども、今後の状況を見まして、そこをまたいろいろ検討していきたいと思っております。

以上です。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

**【総務部関係】**

議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）

【所管科目】

（補足説明）総務部長

（質 疑）

Q. 今の総括のところなんですけれども、職員給与に関わる人件費6,479万6,000円の減について、議会での説明はあったかと思いますが、これについての詳細についてもう一度お願いいたします。

A. 今差し替えをさせていただきました給与費明細書の裏を御覧ください。

下段の（2）給料及び職員手当の増減額の明細というところの給与と職員手当とありますが、こちらが減額の詳細になっております。

職員異動ですね、当初予算でシミュレーションして作成した人件費を4月1日の人事異動により予算が確定しましたので、ここで整理をするものです。

内訳としましては、新規採用それから退職、人事異動で3,236万3,000円、それから3月議会で御承認いただいた人勧の見送り分、こちらが1,478万6,000円、それからこちら諸手当、先ほどの新採それから退職、人事異動に伴いまして職員手当も変わりますので、こちらが1,316万5,000円となっております。

Q. 相当な金額に上るわけなんですけれども、この退職手当ですか、その職員の退職の内訳というのは公表できるのでしょうか。

役職、退職ですので、永年勤続された方が退職されたと。それによってこれらの人件費が少なくなったというような考え方でよろしいですか。

A. 同じく108ページの資料で御説明させていただきます。

今、議員御指摘のとおり、役職を持っている管理職から一般職員までの3月31日での退職、それから4月1日に新規に採用した職員もおります。その差額をそれぞれにここに表記をさせていただいて、先ほど修正のときに御説明させていただいたとおり、全体としては10名の減というところがございますので、その分が人件費として削減をさせていただいているということでございます。

Q. 分かりました。

（委員外議員）なし

（討議、討論、採決）後ほどほかの部署と併せて行う。

## 【危機管理課関係】

議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）

【所管科目】

（補足説明）なし

（質 疑）

Q. 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への食料支援ということで、今までも多分やってきたと思うんですけども、具体的にはどういうふうに行っているんですか。感染者が出て、そこに職員がお弁当を届けるのか、食料品届けるのか、宅配業者にすのかというその流れをちょっと教えてください。

A. 御説明させていただきます。

まず、感染された御家族、家庭からうちの危機管理課のほうに電話が、コロナ対策室のほうに電話が来ます。それで、聞き取りをさせていただいて、何人家族なのか、そこら辺を聞き取って、その人数分をマックスバリュのほうに連絡をいたします。そのマックスバリュから準備できましたよという電話をいただいて、それをうちの課の職員が引取りにいて、御自宅まで玄関のところまで持っていく、そういう流れになっております。

以上です。

Q. そうすると、業者が配達してくれるのではなく、職員が行くということは当然そこで独り暮らしの方なんかは安否確認ができたりすると思うんですけども、何か利用者からもうちちょっとこういうふうにしてほしいというような御意見というのは、具体的に何かありましたか。

A. 逆にこうしてくれとはなくて、逆にありがとうございますと、逆に感謝の言葉をいただいているのが多いのが現状です。

以上です。

Q. 分かりました。

Q. 今のマックスバリュさんから届けられる食品の内容というものは、市のほうで指定したものか、あるいは感染者の年齢に応じたものをチョイスするのか、その辺のことについてお伺いします。

A. こちらのほうから電話しますと、ある程度もう基本セットというのが決まっています、それを箱に入れていただいています。

中身なんですけれども、大体ポカリスエットとか、スパゲッティとか、あとレトルト系の食品を入れてそういう組合せ、インスタント麺もありますけれども、そのようなものを箱に入れてもらっております。

以上です。

Q. 大人であれば全く問題はないと、子供でも家族がいればそれを提供するというような内容ということでよろしいですね。

A. おっしゃるとおり、子供さんがいらっしゃればそれに合うような形で出させていただいております。

以上です。

Q. 市のほうでは災害食というようなものもあるんだけれども、ここでは全く市で保管しているものではなくて、業者に直接依頼して、それを受けるというふうな形でしょうか。

A. そのとおりでございます。

非常食のほうは災害時用に使用するものですから、それはそれで保管しております。今回のコロナの場合については、マックスバリュさんのほうへお願いして専用の形でやっております。

以上です。

Q. 今回コロナということなんですが、実際にこのケースというのはどれぐらいあったかということはお答えできるんでしょうか。できたらお願いします。

A. 昨年度ですが、昨年度2月、3月で、2月から始めましたので、昨年度が25件です。うち、陽性者が32人、濃厚接触者の方が2か月で50名、それで支援金ですけれども、支援金というか物資の購入費ですけれども、2月が14万8,268円、3月が18万651円です。合計で昨年度は32万8,919円です。

今年度ですが、今年度は4月が2件でした。2件で陽性者が2名、濃厚接触者も2名です。金額のほうは1万3,613円。

それから、よろしいでしょうか、5月のほうが支援件数が8件で、陽性者が13名、濃厚接触者が19名、支援額でございますが13万9,450円でございます。

合計が2か月で10件の支援、陽性者が15名、濃厚接触者が21名、支援金額の合計が15万3,063円。

以上でございます。

Q. 件数と濃厚接触者あるいは感染者の合計、これ違うんですけれども、これは家族の

中で複数名というふうな考え方でしょうか。

A. おっしゃるとおりでございます。

(委員外議員) 鈴木(正) 委員外議員、青木委員外議員

(討議、討論、採決) 後ほどほかの部署と併せて行う。

議案第44号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 消防ポンプ自動車入札については、私これ2回目と記憶していますが、この落札された会社というのが以前もそうだったというふうに記憶していますが、これについて入札ということですので、公平に行われていると思えますけれども、前回と同じということについて伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

A. お答えさせていただきます。

入札ですので、適正に執行されているものですから、その結果がこの畠山ポンプ製作所というところになったということですので、入札結果ということで、以上です。

Q. ポンプ車の買い替えということですが、これちょっと外れるかもしれませんが、市内で今後予定されるポンプ車の更新というのは、どれぐらいを何年で何台というふうな考えはあるのでしょうか。

A. お答えいたします。

現在、方面隊に再編成のお願いをしています。その結果によって、当然私のところの東学区のほうも1台に1か所になったりいろいろ変わると思います。それによって配備する車両が変わりますけれども、現時点の計画ですと、更新が来年度は土肥地区の土肥方面隊の車両1台更新する計画になっております。

ですので、今年度再編成をお願いしてありますので、その結果によりますが、現時点ですと土肥地区の1台を計画しております。

以上です。

Q. 購入後点検というふうなことが、定期点検を法定のがあるかと思えますけれども、故障とかメンテナンスの面での業者についてはどうなんでしょうか。

A. 修理については、ポンプ本体については当然製作したところ納品した業者にいきま

すが、車両自体の点検については市内の業者さんをお願いしている、車検については。車検とか部分的な車自体の補修については地元の業者さんをお願いをしております。

以上です。

Q. ポンプ車の金額についてなんですけれども、多分こういうものは相場というものはあると思うんですけれども、近隣の市町なんかも大体このぐらいの金額なのか把握しているのか、また、例えば伊豆市は地形だとかその地域によって使い分けをしている、例えば装備だとかそういうのを使い分けしたりとかしていて、金額が上がったり下がったりしているのか教えてください。

あと、もう一つ、よく市民から聞かれたりとかするんですけれども、ポンプ車って昔のスーパーカーとか並みに高いよねって、何でそんなに高いのって聞かれたときに、お前は例えば市のほうが提出したものをただ賛成するだけだからって言われちゃうんですけれども、例えば高い内容とか、例えばこういう装備がついているから、例えば簡単仕様書みたいなものがぺら1枚でもあれば、例えばこういうふうになっていて、こういうところにお金かかっているからこんだけするんだよという理由というんですかね、そういう説明もできるといいんですけれども、分かれば教えてください。

A. 御説明させていただきます。

今納入している車両につきましては、全国でもほとんど同じ形のCD-I型というこれが2トンから3トンベースということで、今準中型の免許でも運転できるというようなそういう形になります。

特にメーカーいろんなところのメーカーがあると思うんですけれども、その車両を使用せず消防車の仕様になりますポンプですね、水を送るポンプ、そういったものを乗せるための加工を行うようです。あとの必要な仕様につきましては、やはり動力の消防ポンプとプラス艀装とか付属品の装備、こちらにつきましては特別伊豆市はこの仕様をつけるとかというものはそんなにはなくて、標準的なものでこのCD-I型という、それで全国に普及しているような形のもを設計して、発注しているような形になります。

以上になります。

○委員長 あと高価な。

A. それから、最後の質問なんですけれども、ボディ自体の価格ですが、設計額で2WDの3トンの6人乗りのオートマで、車体の設計額としては785万8,000円です。

標準の、さっき主幹の池田が言った標準装備のほうですけども、そちらが1,270万となっています。それにプラス若干の補強等入りますので、それで550万となります。それに消費税が加わって、この設計額が積み上がっております。

以上です。

Q. ざっくりなところはそうなんだろうなと。例えば僕らでも一般の方が車を購入するときには、大体いろんなメーカーの見積りを取ったりとか、会社によって金額も違ったりすると思うんですね。そうすると、例えば758万というのは例えば定価なのか、それともそれなりに年間数買っているんで値引きされた額なのかとかそういうのも分かかりますか。

A. これ設計を組むときには、5者から見積りを取ってその平均値でやっていますんで、ずっと同じ会社だから例えば自分の車みたいにお付き合いが長いところだからちょっとまけてよとかそういうことじゃなくて、見積りで中間値を取っていますので、そういうことでございます。

以上です。

Q. じゃ、ちょっと話を変えて、例えば伊豆市の場合だとやっぱり、先ほど浅田さんのほうにもあるし、皆さん知っているとおり、約8割が山林になっています。そうすると、例えばそういう山林火災だとか、民家が火事になってもその後山林にうつるということも可能性があるんですね。山林火災なんかもよくあったと思うんですけども、そうしたときにやはり長時間回していくんで、それなりに長時間耐えられるように例えば給水した水がそのままエンジンをしっかりと冷やせるような構造にはなっていると思うんですけども、そういうところでも例えば耐えられるのか、そういう売っているから大丈夫だろうじゃなくて、やはりそういうところでもそういう現場を想定して大丈夫かどうかとか、そういうような確認というのはされているんでしょうか。

A. お答えします。

購入に当たっては標準になるので、当然水冷になるんじゃないかと思うけれども、山林火災行くと中継中継でなるので、当然それは消防さんの指導の下、ポンプの圧の調整しながらやっていくので、そこら辺は現場によっては変わってくると思いますので、これをつけた標準の装備となっていますので、ちょっと山林の急坂の場合の対応とかとはちょっと若干ケースが変わってくるかなと思います。

以上です。

Q. 例えば今後は簡単なさっき言ったA4の例えば1枚を、例えば仕様書とかそういう

ものもあったらいいなと思います。ペーパーレスにしたいのであれば、メールでもいいんですけども、それなりのやっぱり説明というのがやっぱりできないと僕らも困るときがあるので、すみません、お願いします。

A. すみません、そこら辺改善をして資料につけさせていただきます。

はい、以上です。終わります。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

#### 【総合政策部関係】

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第2回) | 【所管科目】 |
|------------------------------|--------|

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. ページ数67ページのふるさと納税の促進事業136万3,000円の確認です。今まで職員がエクセルを使っていたんですけども、寄附額等も寄附金額数も増えてきたので新しいシステムを導入するということなんですけれども、具体的に会計ソフトみたいなものを入れるのかどうということなのか、もう少し丁寧に説明していただきたいと思います。

A. 御説明させていただきます。

今までふるさと納税のポータルサイトさとふるですとか、楽天ですとかというところから寄附の申込みがあった。それがメールで来る。メールで来たものをエクセルで職員が手入力で台帳を作って、それを各事業所、返礼品の事業所、まとめて事業所に発注するという作業をエクセルで手入力で行っていたところが、ポータルサイトから注文が来たのもそのシステムが取りまとめて、その事業所ごとの発注のものを取りまとめをしてくれるというソフトになります。

うちの職員がやるものとする、その取りまとめたものを事業所にメールで発注するとか、納税証明を送るんですけども、それがもう台帳で一括管理していますので、それを何月何日までの寄附があった人に納税証明を作成するってほんと押せば、その

納税証明が自動で印刷されると。ですので、職員はその折りと封入をすればいいという事業の効率化を図っていきたいと考えております。

Q. はい、分かりました。

今まで職員がかなりの手間暇かけてやっていたものがある程度オートメーションとか自動になるということですがけれども、システムトラブル等によって、例えば間違いですよとかというチェックは、機械に任せておけば安心だというわけにはやっぱりいかないと思うんで、その辺のチェック体制はこのシステムについてはどのような考えでいるんでしょうか。

A. トラブルにつきましても、委託された事業所で常に365日チェックはしておりますので、そこでチェック機能が図られると考えております。

Q. そうすると、そういう会計ソフトみたいなのではなくて、システム会社に委託をしてやるということですか。チェックまでやっていただくということでしょうか。

A. そうですね、システムを委託というか、チェックも含めたシステムを使用して、その使用料をうちのほうが支払うという形になると思います。

Q. 分かりました、はい。

Q. その下の移住・定住促進事業の中で伊豆総合高等学校土肥分校下宿運営事業費384万円についてなんですけれども、これ14日の説明でもありました。ある程度は分かっていたんですけれども、これ5名から13名ですけれども、13名になるとこの土肥の小土肥のペンションでは多分いっぱいになるかと思うんですけれども、ほかに候補地を探すというか代替的なものが案はあるんですか、下宿先の募集とかそういった面はある。

A. 下宿先でございますが、土肥ペンションのほうで現在9部屋ありまして8名入居しております。

ただ、それだけではやはり足りないもんですから、下宿先としましてもう2か所、マルトというところでこれ部屋数9名あるんですが7名、そしてあさやというところで部屋数4名で入居者数1名ということで、やはり男性と女性と分けて下宿のほうをしていただいて、3か所にさせていただいているといった状況でございます。

下宿運営協議会で観光協会や民宿組合等に協力を仰いで、次の下宿先等も今随時探しているような状況でございます。

以上でございます。

Q. はい、ありがとうございました。

この13名について県内の生徒だと聞いていますけれども、今後、川勝さんも言っていましたんですけれども、この土肥分校を栄えさせるためには、県外からも募集があるようなことも聞いていまして、この13名は県内で、これもっと増えた場合に県外の費用というのは、県外の生徒の費用というのは伊豆市でも負担するということでのよいんですか。

A. そちらにつきましては、今現在、下宿生1名につきまして4万円の補助のほうしております。

ただ、先日もちょっとお話させてもらったんですが、一般財団法人の教育魅力化プラットフォームということで、そちらで地方創生の推進交付金を頂くということで、今現在、認定のほうを受けております。

その制度の認定を受けまして、2分の1の国庫補助がもらえるということでございますので、県外から来られる生徒につきましては、その事務費の今半分、88万かかるんですが、その半分と下宿費につきましても4万円かかるならその半分頂けるといった補助金のほうを頂く予定になっております。

以上でございます。

Q. はい、分かりました。ありがとうございました。

ただ、ここで費用が一般財源から出ているもので、今後増えたときにどうなるのかなというのがちょっと僕としては心配になったものですから、そこら辺詳しく聞かせていただきましたので、ありがとうございました。

今後も生徒が増えるように努力していただきたいと思います。よろしく願います。

Q. 104ページ、105ページですけれども、諸支出金、基金費、森林環境整備促進基金積立金とはどのような内容か、あと目的について確認いたします。よろしく願います。

A. こちらの積立金につきましては、森林環境譲与税を活用した事業を行って、その森林環境譲与税の歳入とやった事業を差し引いた金額を森林環境整備促進基金として積み立てるということになっております。

この基金につきましては、森林環境譲与税活用事業と同様、森林施業等の森林整備、市内の森林整備等、今回でいいますと森林教育等々にも活用していくということになっております。

以上です。

Q. これ今後ずっと積立てをして、そして森林教育とかそういう支出目的が起こったときにまとめて支出するということも考えられるということによろしいでしょうか、確認です。

A. そのようなこともあろうかと思えます。ですので、今後の活用につきましては、担当課の農林水産課と協議して活用を検討していきたいと考えております。

以上です。

Q. 予備費についてお聞きしたいんですけれども、3億6,200万円を計上してありますけれども、14日の議案審議でも説明がありました。その中で3億6,200万円について3月の定例会の審議中の当初予算に修正計上しようとしたらできなかった、だけれども、しなかったという答弁をもらったと思いますけれども、できたのにしなかったというその理由ですか、そしてもう一つは、予備費の3億6,200万円についての今後の使用、使い道ですか、そこら辺の計画はありますでしょうか。計画と言ったらおかしいね、そういうのあるかどうか、質問2問お聞きします。

A. 1つ目の御質問、修正補正ができたのではないかという質問だったと思いますけれども、修正の補正はできました。その中で、3月補正当時のコロナウイルス感染症の状況が小康状態でした。ここで、予備費というものは緊急的な支出に使うものということになっておりますので、まだこの時期では予備費として補正予算に計上する時期ではないという判断の下、そのときは補正の修正補正と追加補正等を行わなかったというのが理由でございます。

2番目の質問の使途につきましては、現在、市内の状況、経済状況等を把握しながら、現課のほうで各課にこの使途についての事業の提案を受けております。それに基づきまして、国のほうで7月末をめどにこのコロナの交付金の実施計画書というものを提出することになっておりますので、それに合わせて実施計画書を作成し、予算といたしましては9月議会以降に補正計上させていただいて、議会での御審議をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

Q. 今答弁の中で、今コロナが大分少なくなってきた、伊豆市でもゼロから1とかという形で少なくなって小康状態を保っている中で、この3億6,200万というものが本当に予備費として必要なのかとか、じゃ、コロナ対策って今言いましたけれども、コロナ

以外にもそれ多分使えないですよ、あくまでもコロナの費用だということで、これあくまでも専決処分のできる費用だと思うんですけども、それは議会を通さなくても専決でできるというふうに解釈していいんですか。

この3億6,200万を計上することによって、もう認可されればコロナ対策費としては専決でできると、使えるということでもいいですか、議会は通さなくても、あとで専決で。

A. この予備費でお認めいただくとなると、専決で予算計上してできるということになるかと思います。

A. 今専決というお話しちゃいまして、私ども今専決というお答えはしたんですが、これ予備費で取らせていただくと専決という形ではなくて、ここで執行部側として運用させていただいている専決という手続は取らないんです。

専決は、議会にお諮りしないで私どもの予算の補正自体をするという手続になるんですが、今回は予備費として今回一旦予算に上げさせていただいて、それを市のほうが事業に随時充当して充用して予算を執行するというふうな手続になります。ですので、厳密に言うと、専決という手続ではありません。

以上です。

Q. 今と同じく予備費なんですけれども、基本的に実際の予算というのは年度内に消化するということなんですけれども、これ使い切れなかった場合に、基金に入れるのか、国に返すのか、その辺はどうなっています。

A. この予備費に関しては、使い切れなかった予算残が出た場合は、特に基金に戻すだとかそういう処理はいたしません。

以上です。

Q. 例えば使い切れなかった場合には、そのお金というのは、予備費のままずっと残っているということでもいいんですか、会計処理上というか。

A. 使い切れなかった場合については、予備費として会計処理上残って、決算にも予備費の残として残ることになります。

Q. だから、繰越しができるということですかね。

A. この交付金については、繰越しはできないことになっております。

国の予算が令和3年度から4年度に繰り越した予算を今この3億6,200万を伊豆市に割当てられておりますので、令和4年度から5年度への繰越しというものはできない

ことになっております。

ですので、コロナ交付金として余ったお金につきましては、国に返還するという  
ことになっております。すみません。

Q. 分かりました。さきに国に返すんですかと聞いたときに、その答えがなかったもの  
ですから、分かりました。なるべく有意義に使っていただきたいと思います。

以上です。

(委員外議員) 杉山(武) 委員外議員、鈴木(正) 委員外議員

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。